



「駿河凧つくり教室」 大淵公民館でひらく

みなさん、「駿河凧」を知っていますか。五角形でしっぽのついたあの昔からの和凧です。1月21日、大淵公民館で「駿河凧作り教室」が開かれました。小学3年生から6年生ま

での男女36人が参加し、大空高く舞いあがる凧を夢みて、午後1時工作開始。竹ひごの切断、それから図柄書きです。ロケットやカエル、空飛ぶ円盤、飛行機と飛ぶものが目立つ

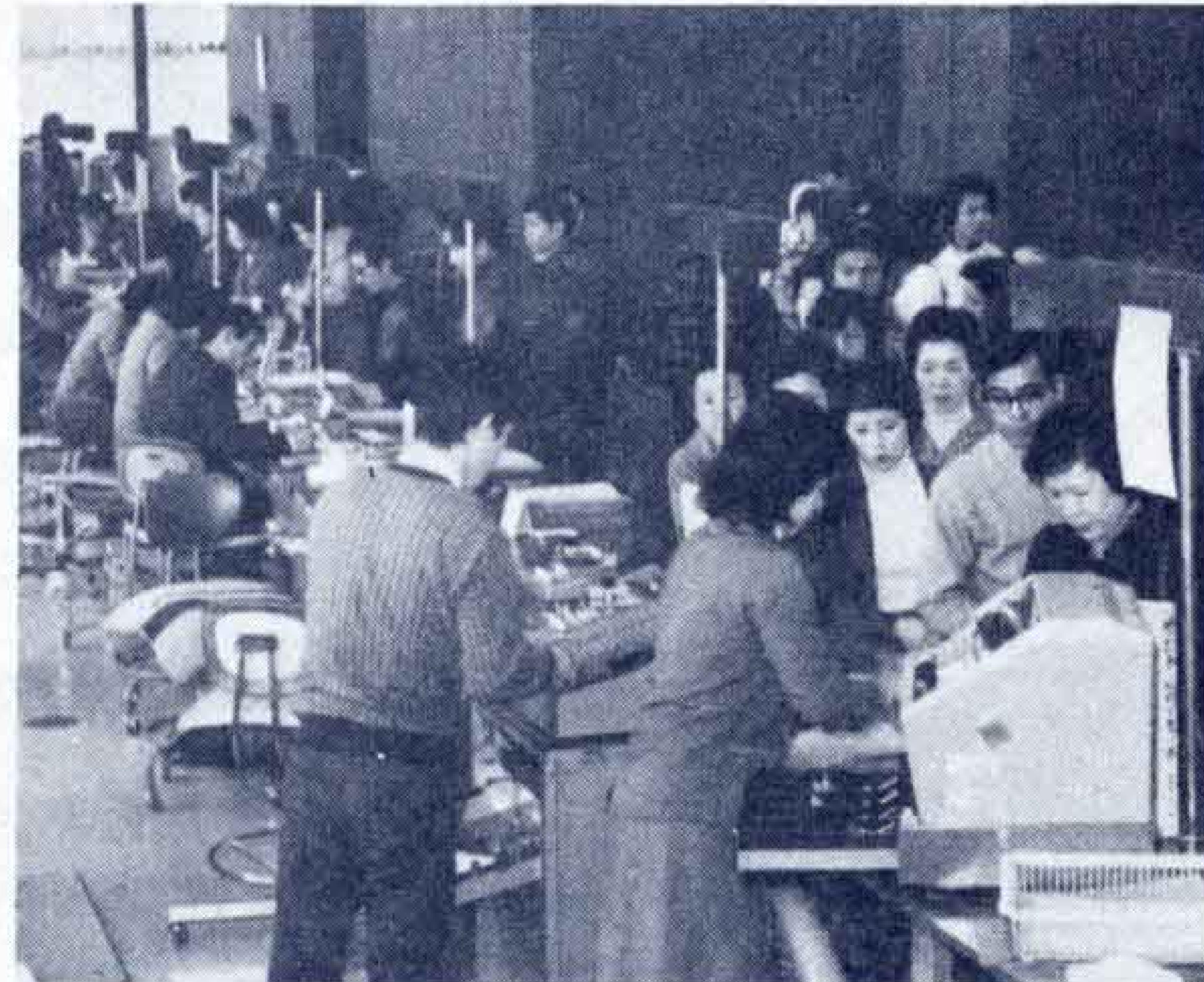
中、女の子のお花畠がひときわ印象的。紙のタテ・ヨコを間違えて書き書き直しの子、長さを間違えて切る子、おしゃべり専門の子、うまいとほめられる子と、いろいろな子供がいました。完成は予定時間を1時間余り過ぎた5時でした。天気予報では、あしたは晴れ。きっと凧あげ日よりになるでしょう。

市民課の窓口業務

転入・転出の届出は14日以内に わからない方は気軽に「記載案内所」へ

よその市町村から引っ越してきたとき（転入）や、よその市町村へ引っ越すとき（転出）の届出をはじめ戸籍、印鑑証明、税証明などの手続きは市役所2階の市民課窓口で受付ています。届出や諸証明のことでわからないことは「記載案内所」で気軽にお尋ねください。

また戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書の交付申請は富士文化センターと鷹岡、大淵、元吉原、原田、吉永、須津の各公民館でも受付けています。その日の午前中に申請受付したものは午後4時ごろまでに各公民館にとどきます。各種の手続きには印鑑（認印）が必要です。忘れずにお持ちください。



【写真・連日多忙の市民課窓口】

市外から引っ越してきたとき（転入届）

前にすんでいた市町村役場で発行した転出証明書と印鑑（認印）を持って14日以内に手続きをしてください。国民健康保険に入っている方は

保険証を、国民年金に加入している方は年金手帳をお持ちください。なお、転入先の組（班）も調べてきてください。

格は

- ①戸籍に書かれている本人、②夫
- ③妻、④子、⑤父母、⑥祖父母、
- ⑦孫、⑧兄弟その他弁護士、司法書士、行政書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、海事代理士等です。

該当しない者が請求する場合は理由が必要です。理由の内容によっては請求できない場合があります。

市外へ引っ越すとき（転出届）

引っ越しする年月日、引っ越し先の住所を調べてきて手続きをしてください。国民健康保険に入っている方は保険証と印鑑をお持ちください。

きましょう。

戸籍謄抄本などを とるとき

富士市に本籍および住民登録をしてある人だけが申請をすれば交付が受けられます。

手数料は戸籍謄抄本 1通 200円

戸籍原除謄抄本、

1通 300円

住民票写し 1枚 70円

※家族全員がのっているのが謄本で個人だけをえらび出してのせてあるのが抄本です。

戸籍謄抄本を請求する場合は、かならず認印が必要です。請求者の資

印鑑登録の できる人

住民基本台帳および外国人登録原票にのっている15才以上の富士市民なら誰でも1人1個に限り印鑑登録ができます。

印鑑登録の できない人

禁治産者の宣告を受けた人および15才未満の人は、印鑑登録をすることができません。

市内での引っ越しを したとき（転居届）

国民健康保険に入っている方は、保険証を、国民年金に加入している方は年金手帳を持って引っ越した日から14日以内に手続きをしてください。

なお、転入、転出、転居の届けをした方は迷い郵便を防ぐため近くの郵便局へ住所変更の手続きもしてお

印鑑登録を申請するとき

本人が官公庁等で発行する免許証又は身分証明書、外国人登録証などいずれも本人だと確認できる写真のはってある（貼替防止）ものを係員に提示した場合は印鑑登録証（手帳）を無料で交付します。

登録証には、事故防止のため氏名

住所は表示されていません。

なお、本人が身分証明するものを持たない方や代理人の場合は、市民課で本人の確認照会等の手続きをとりますので、その日には登録できません。登録証の交付までには1週間ぐらいかかります。



【写真・市民課記載案内所】

登録のできない印鑑

- 1、氏名以外のことがほらされている印鑑。
- 2、ゴム印、そのほか印形の変化しやすいもの。
- 3、印形が8ミリ圧以下25ミリ圧以上のもの。
- 4、欠けた印鑑。

印鑑登録証明書の交付

印鑑証明交付申請書に「印鑑登録証」を添えて申請してください。手数料は1枚100円です。

代理人によって交付を受ける場合は、本人の登録証を持たせてください。

印鑑登録の廃止

登録をした印鑑をなくしたとき、改印するときは、廃止の手続きをして改めて登録の手続きをとってください。

国民健康保険に加入するとき

会社を退職して新たに国民健康保険に加入する場合は、今まで勤務していた会社から離職証明をもらってきてください。

◆お願い

これから2月、3月にかけて入学、進学や就職などの関係で多いときは1日1,000人をこえ、たいへんに窓口が混雑して市民のみなさんにご迷惑をおかけすることがあります。

とくに土曜日が一番、混雑していますので急ぎでないものは、できるだけ土曜日以外の日にお願いします

また、昼休み中でも交替で執務していますが、職員が少人数のため、異動その他の届出等で時間のかかるものは、昼休み時間をさけ午前中とか午後1時すぎにお願いします。

こんなときは必ず届出を

次のことがあったときは、14日以内に市民課で手続きをして下さい。

こんなとき手続きを		手続きに必要なもの
はいる場合	転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 子どもが生れたとき	印かん 印かん、職場の健康保険をやめた証明書 印かん、母子手帳、被保険者証
やめる場合	転出するとき 職場の健康保険にはいったとき 死亡したとき	印かん、被保険者証 印かん、両方の被保険者証（職場の保険証が未交付のときは証明できるもの） 印かん、被保険者証
その他	市内で住所がかわったとき 世帯主や氏名がかわったとき 被保険者証をなくしたとき	印かん、被保険者証 印かん、被保険者証 印かん

火災は人災・防ぐはあなたです

春の火災予防運動(2月28日～3月13日)

昭和53年「春の火災予防運動」は2月28日から3月13日まで「使う火を消すまで離すな目と心」の統一標語を掲げ全国いっせいにくりひろげられます。今回の重点目標は、昨年11月26日から12月2日まで行われた秋の火災予防運動に引き続き、特に幼児老人の焼死防止の徹底をはかるのをはじめ、この時期は空気が非常に乾燥することと、風の強い日が多いため、子どもの火遊び、たき火、喫煙屋内の裸火などの火災防止と実際に即した自主防火管理の体制づくり、家庭や職場等の防火対策に力こぶを入れ、実効のあがる運動を展開することになっています。

市消防本部では、「消火より防火」

を合言葉に各家庭の火元やガソリンスタンド、プロパンガス格納庫などを巡回して点検指導の強化をはかり、いくほか「火災は人災、防ぐはあなたです。」……と市民に「火の用心」を訴えています。

市内で発生した52年1月から12月までの1年間の火災発生件数は84件(昨年85件)で、平均4日に1件の割

で火災が起き約4億2,000万円の財産が灰になっています。火災原因のトップは相変わらず「タバコの不始末」が10件(昨年は14件)ついで2位は「子どもの火遊び」9件(昨年13件)でこの二つで火災発生総数の4分の1を占めています。

寝タバコや子どもの火遊びは、絶対にやめましょう。

52年の救急活動状況まとまる

1年間に 出動回数 1,995回
搬送人員 1,885名

ミピーポー、ピーポー、を鳴らして毎日何回となく街を走る「救急車」

この1年間にどのくらい出動しているのか、昭和52年の救急活動状況がこのほどまとめました。

市消防本部の調べによりますと、52年1月から12月までのこの1年間に1,995回出動し、1,885名の急

病人などを市内の救急病院へ搬送しています。これを1年365日でわってみると、出動回数が1日平均5.5回救急病院へ運んだ急病人は1日平均5.2名になります。

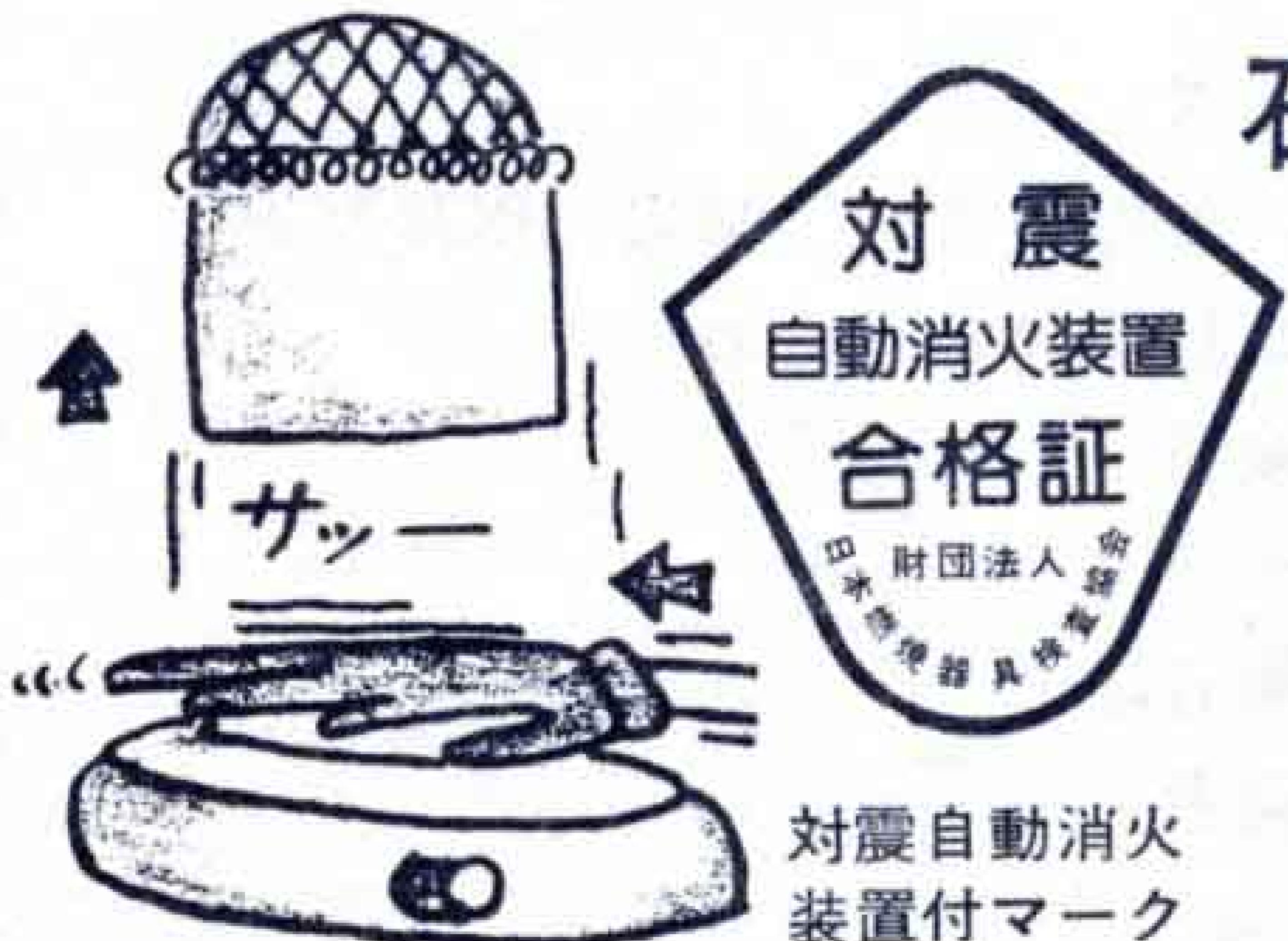
また、この内訳をみると、この1年間に交通事故関係589回、急病人782回、一般負傷者222回、労働災害99回、自損行為49回、火災に46回その他208回も出動しています。

このほか富士インターチェンジをかかえているため東名高速道路への出動は9回で16名(うち重傷4名)を病院へはこんでいます。なお、救急車はいざという時に備えて正しく利用してください。



【写真・きょうも街にとび出す救急車】

石油ストーブは“対震安全消火装置付”を



地震で怖いのは、直接の揺れによる建物の倒壊よりも地震に伴う火災の被害です。

地震時に備えて、昭和53年1月1日から移動式の石油ストーブは

すべて「対震自動消火装置」のついたもの

でなければ使えなくな

りましたのでご注意くだ

さい。

地震のときの石油ス

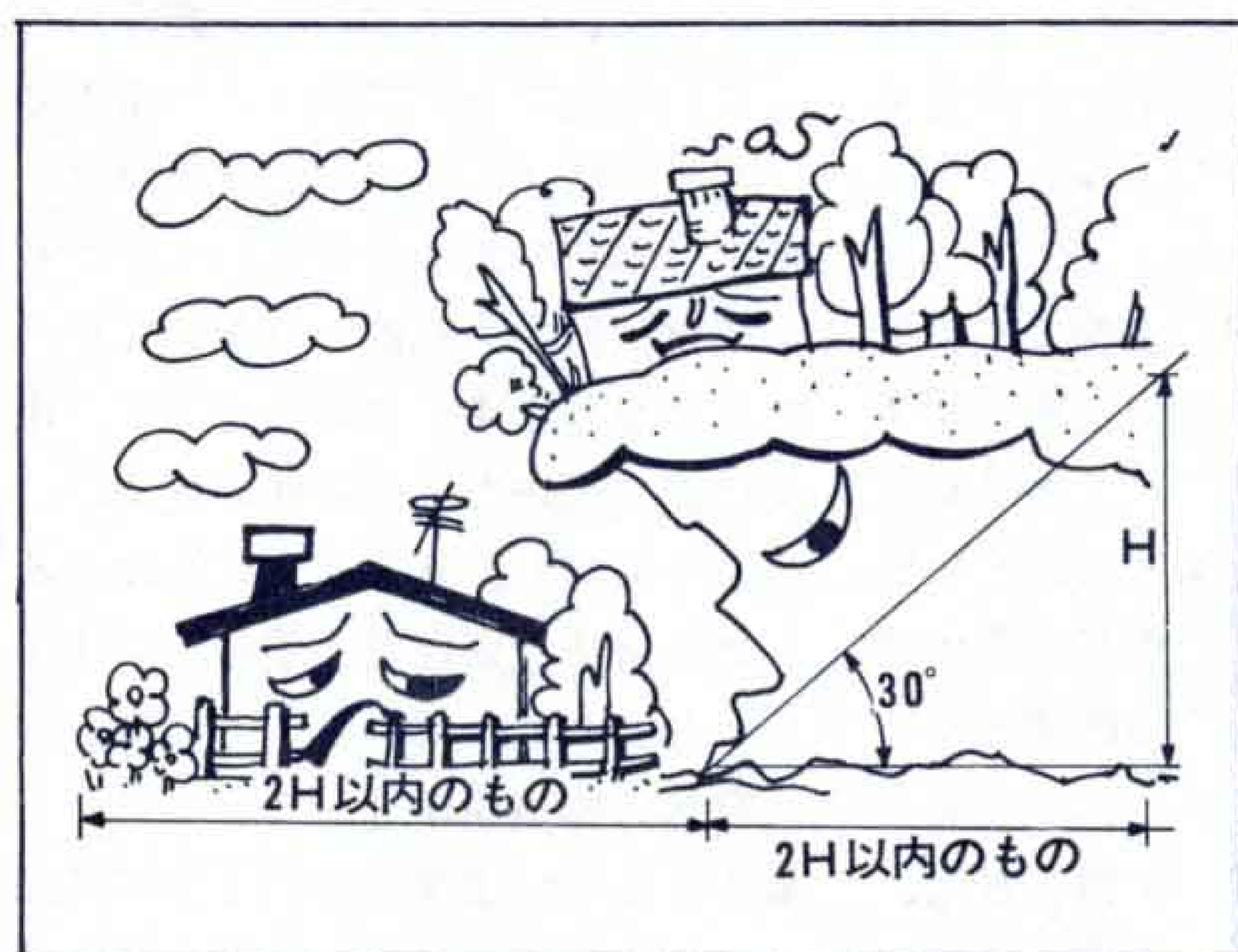
トーブによる火災は、直

たり、ストーブが倒

れたりして起きていま

「かけ崩れ」や「山津波」はもうごめん

かけ地に近い危険住宅の移転に補助金



富士市には比較的なだらかな丘陵地帯が多いため、他の市町村にくらべると「かけ地」は少ない方ですがそれでも山間部へ行くと「かけ地」が見受けられます。

このような「かけ地」の近くに建てられた人家は、長雨や地震の際に「かけ崩れ」や「山津波」など引き起す危険性を多分にはらんでおり、住宅が押しつぶされたり貴い人命が失われる例が多くあります。

こうした「かけ地」の近接危険住

にでき「かけ地」の崩壊や土石流などにより住民に危険をおよぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所へ移すために国、県、市が補助金を交付する制度です。

対象になる危険住宅

この対象になる危険住宅は、「かけ地」の高さ（「かけ」の下端を通る30度のこう配の斜線をこえる部分について、「かけ」の下端から最高部までの高さ）が2倍をこえる「かけ」の下端から

宅を移転する場合
国や地方公共団体
から補助金が出る
制度があります。

危険住宅は 安全な場所に 移転

この制度は、「かけ地近接危険住宅移転事業」という制度で、昭和47年

の高さの2倍以内の位置にあるすでに建っている住宅です。

補助金は建物の撤去費と 建物の助成費だけです

補助金は、建物の撤去などの費用と建物助成費の2種類で、4月から次のように変る見込みです。

▶ 危険住宅の撤去費および移転

これに要する費用として1戸当たりの補助限度額は、54万5千円以内です。

▶ 危険住宅にかかる住宅の建設

(購入を含む)

金融機関から融資を受けた場合、借入れ金利子相当額(8.5%以内)として1戸当たりの補助限度額350万円以内です。ただし、土地の取得を要しない場合は、270万円内です。

くわしいことは、市建設部管理課(電話51-0123 内線344)へお問合せください。

苦情や要望を解決するために 「投書」には住所、氏名を書いてください

「どんな小さなことでも市民の声に耳を傾けよう……」と、市では市民から寄せられる苦情や要望についてこれらの問題解決のため積極的に取り組んでいます。とくに最近、市民から寄せられる苦情要望の投書に匿名のものが多く、係では回答を出したくても住所、氏名がわからぬため連絡をとる

こともできず困っています。市民の皆さんのがく情や要望に応えるためにも「投書」には、ぜひ住所、氏名、できれば電話番号もハッキリ書いて市政に対する建設的なご意見を市広報広聴課までお寄せください。

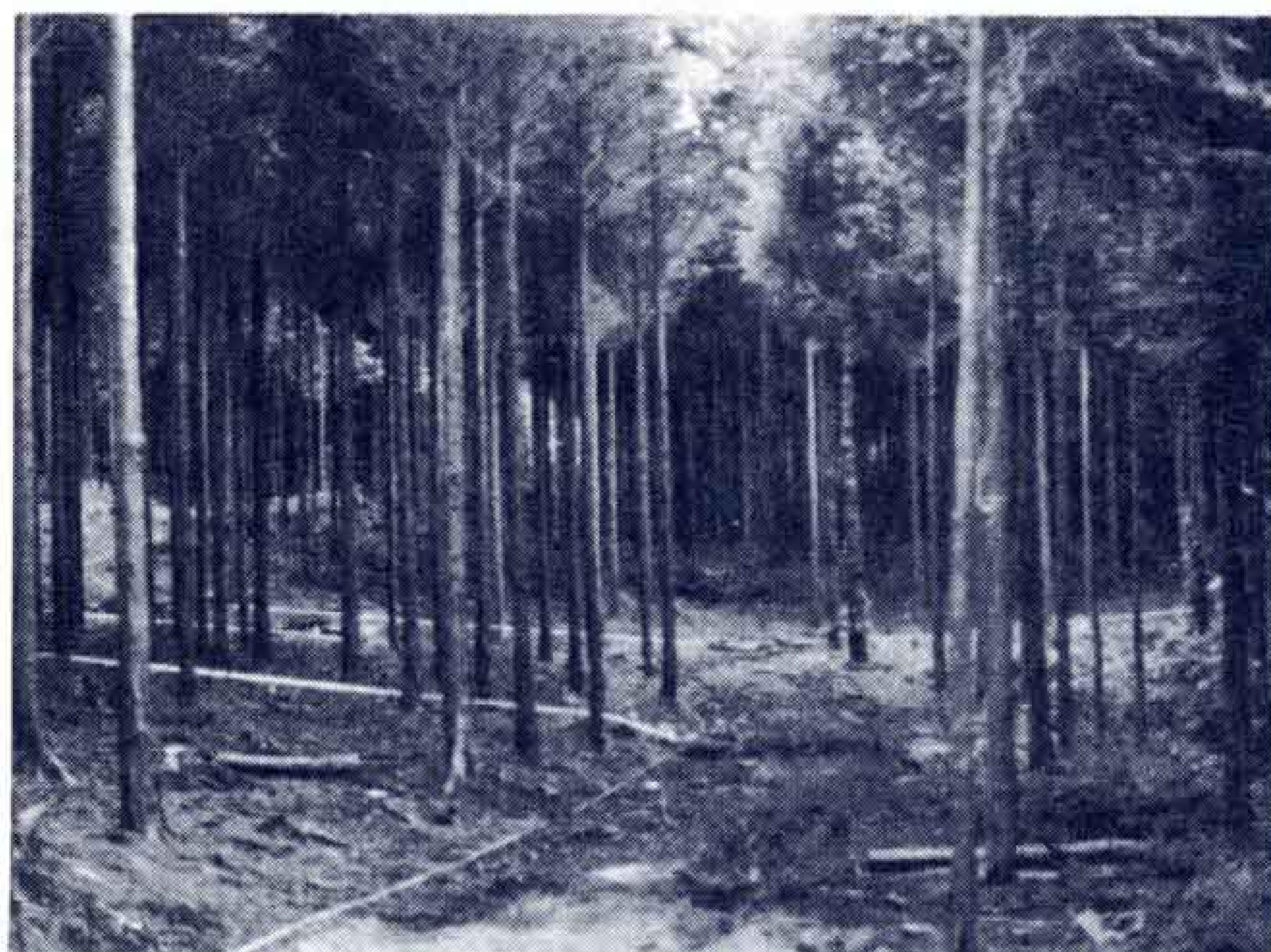
また「市長への手紙」がありま

さなことでも結構です。ご意見をお寄せください。手紙は切手をはらずに利用できます。用紙は市役所および各公民館など市の公共施設にあります。

手紙には、かならず住所、氏名、連絡先を忘れないで書いてください。市企画調整部広報広聴課 電話(51) 0123 内線528

安全で快適な生活環境確保のために 土地分譲広告にご注意を

最近また山林の有姿分譲広告等がよく見受けられます。将来、住宅等を建てようとする目的で土地を購入する方は後になって「こんなはずではなかった…」ということのないよう十分に注意してください。



市内山間部の山林原野などの土地を図面上は、あたかも宅地区画のように、公図面のみを区画し、100平方㍍から200平方㍍程度に細分化して、これらの土地が快適な生活条件を備えているがごときイメージで山林原野のままの土地を大売出ししている分譲広告が見受けられます。このような土地を購入されようとする

場合は、土地購入の目的をハッキリ考えていただき、もしあなたが将来住宅等の建築物を建てようとする目的のときは

①市街化調整区域内の土地である場合には、原則として住宅等の建築

はできません

②若し、その場所が市街化調整区域内でないにしても、道路、水道、電気、給排水その他種々の公共施設等の状況はどうなっているなどを十分に確認

し、冷静に見

きわめて慎重に判断していただくことが最も肝心なことであり、安易に考えることは禁物です。

また、都市計画区域に含まれていない一部の地域においては、宅地の造成や建築の規制措置がなされていないことから、山間地の土地を造成分譲するとか、山林のまま分譲するケースが一部に見受けられます。

そこで、市では都市の整備をはかっていく上において住みよい市街地を開発整備するための公共投資は、都市計画法で定められているとおり市街化区域を重点的に行なっていくことになります。また一方では、市街化調整区域など山間部の地域は、農業を振興し、林業の育成をはかるための農業投資などを積極的にすめるとともに、あわせてミドリ豊かな自然の環境を保全していくことを基本としています。このように秩序ある都市形態を整備し、安全で快適な生活環境を確保していく観点から市街化調整区域や山間部での虫喰い的な開発等いわゆる都市のスプロール化を防止してゆくことが非常に大事なことがあります。

このほか治山治水対策上からも富士愛鷹山麓地域の山林を保全し、育成してゆくことが台風や集中豪雨等から郷土を守り、災害を防止するためにも極めて重要なことがあります。

なお、宅地、住宅などでご相談のある方は、気軽に市建設部管理課（電話51-0123 内線344）又は富士土木事務所建築住宅課（電話61-4080、内線42~43）にお申し出ください。



みんなの手で きれいな環境づくりを。

『川にゴミを捨てるのは
やめましょう。』

グラフふじ

第5回市内小中学校 席書コンクール

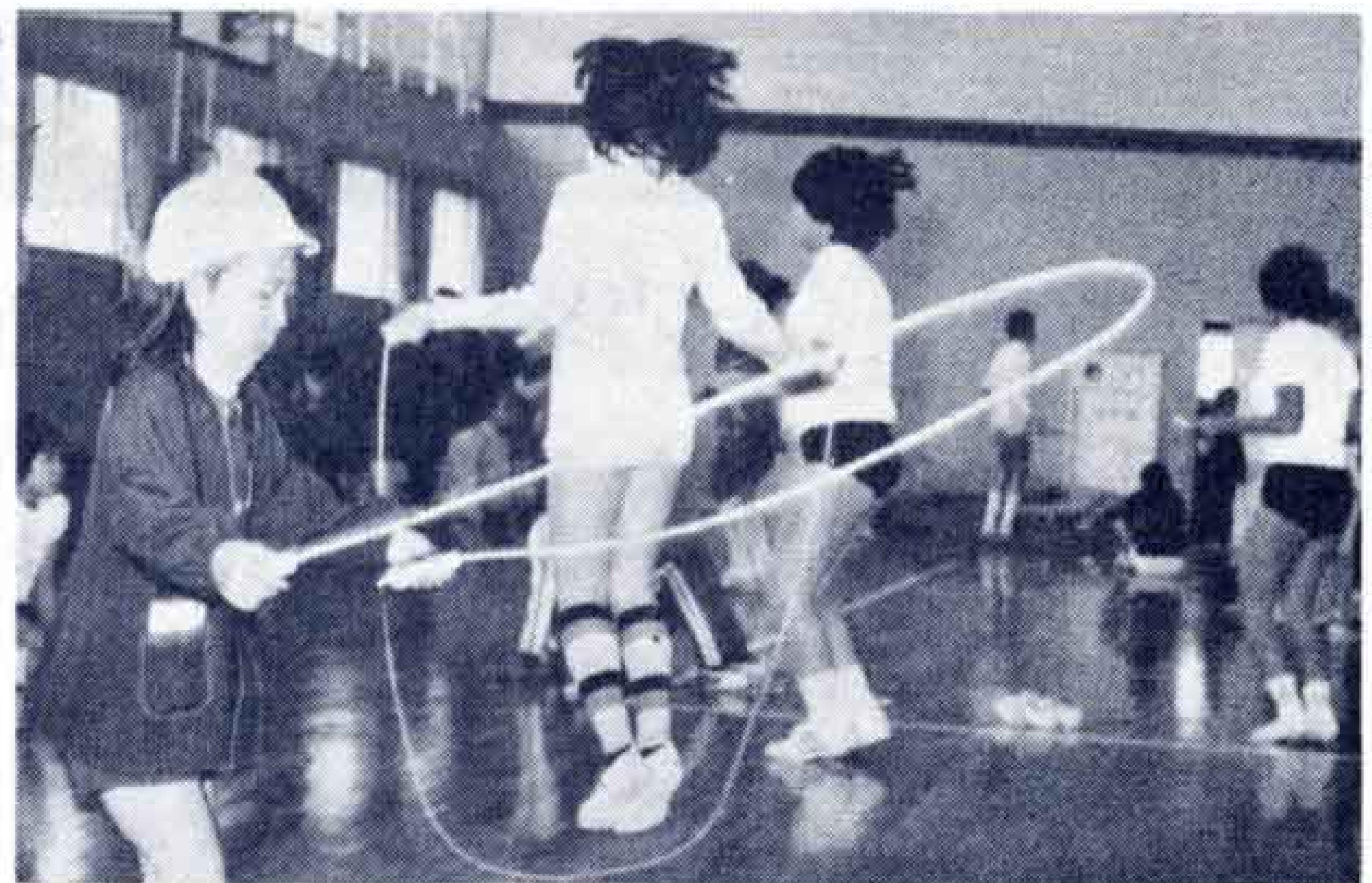
市内小中学校児童、生徒たちが出品した第11回席書（書きぞめ）コンクールが1月21、22、23日まで吉原市民会館ロビーと第5会議室で開かれました。硬筆の部は小学校の1、2年生、毛筆の部は小学校3年生以上で約1500点が会場いっぱいに飾られ、どの作品も各学校からえらばれた代表作とあって大人顔負けのすばらしい作品が多く、会場は市民で連日賑わいました。



第5回少年サッカー大会

岩松、鷹岡、今泉小が優勝

「パス、シュート」寒さなんか吹きとばしてグランドをかけめぐる…。第5回富士市少年サッカー大会の準決勝と決勝戦が1月29日今泉小および富士見台小学校グランドで18チームが参加して開かれ、激しいシーソーゲームをくりひろげた結果、Aブロックでは岩松サッカースポーツ少年団が、Bブロックは鷹岡小A、Cブロックは今泉小が、Dブロックは鷹岡小女子陸上部Aがそれぞれ優勝しました。この大会は、去る1月22日市内6会場で開かれた予選会で59チームが参加してそれぞれ勝ち抜いたいすれも強豪チームばかりで、応援するお父さんたちも大きな声援をおくっていました。



親子そろって なわとび認定会へ

第1回なわとび認定会が1月29日市立富士第一小と原田小体育館を会場に親と子が約1500名参加して行われ全員に認定カードを、技能特級および1級取得者には認定証を交付しました。これは市教育委員会ならびに市体育指導委員会が、誰でも、どこでも気軽に「なわとび」を通じ家族そろって体力づくり運動を推進するために行われたもので、この日 特級（連続回数1,000回以上）134名と1級取得者95名が認定証をうけました。第2回は2月26日（日）市立体育館で開きます。多数参加してください。



昔にもどる どんど焼き

昔から伝わる風習をこどもたちにも……とその一つ1月14日の「どんど焼き」の一コマです。

市内津田地先の田んぼの中で大勢のこどもらが父兄といっしょになってしめ飾りや門松、書き初めなどを持ちよりワラやしば木で高く積みあげ火をつけ、長い棒につけた白、赤、青の色とりどりのダンゴを焼く。

このまっくろにこげたダンゴを食べると厄除けと力引かないといい伝えられています。

東京オリンピック

包装容器に入れ食品の実態調査結果



富士市消費生活モニターは、1月19、20日の両日、包装容器入り食品4種類について市内における小売状況の実態調査を行いました。

今回の調査の対象となった食品は
包装容器にいれられた「豆腐」「油あ
げ」「納豆」「こんにゃく」の4種類
です。この調査結果は、モニターが
市内のお店のべ188店舗が調査
の対象となり、4種類1万2,244点が
調査されました。この調査でわかつ
たことは、製造年月日の先づけ問題
(豆腐2、油あげ1、納豆1) や包装表

製造年月日の表示についてみてみますと、前回11月の調査にくらべ4種類とも表示率は低く、とくに「こんにゃく」については前回91.6%だったものが69.7%と実に21.9%も少なくなっていることが目立っています。

また、おいしく食べられる期間の表示については、納豆表示が前回の55.7セットにくらべ71.2セットと15.5セットの増となっていたもののほかは、3種類とも少なくなっています。しかし、納豆表示も「1週間以内」とか「お早

く」との表示はしきあるものの、日付表示がなかつたりして問題が残りました。

このほか認証マークの普及率については、調査4品目1万2,244点中8,513点に表示され全体の69.5%の普及となっています。この認証制度は、県が去る昭和48年8月28日から「地域食品認証制度」としてスタートしているもので、対象品目は豆腐油あげ、納豆、こんにゃく、かまぼこの5種類です。これらはいずれも保存性が低かったり、流通範囲が狭いことなどの理由からJAS（日本農林規格）制度からはずされています。

いづれにしても、今回の調査は前回にくらべ全体的には、表示率や普及率はダウンしていますが、前回は店頭での見取り調査だったことと、調査員が比較的に調査しやすい大型店に集中したため、今回の調査よりも表示率は高かったことがわかりました。



休日当直医院は、富士市医師会が急病患者のために定めたものです。ところが、最近、かかりつけの医院がおさなたの手もそ

くださいと、当直医院に来る人が多くなりました。特に医療センターに多くの急病患者の診察に支障をきたしていましたので、当直医院は急病のときにだけご利用ください。

2月11日

外科 中央病院（本市場） 61-8800
吉原病院（南町） 52-0780
産婦人科 池田医院（石坂） 21-2228

2月12日

外科 中央病院(本市場) 61-8800
渡辺病院(錦町1) 51-3751
産婦人科 鈴木医院(今泉1) 52-1712

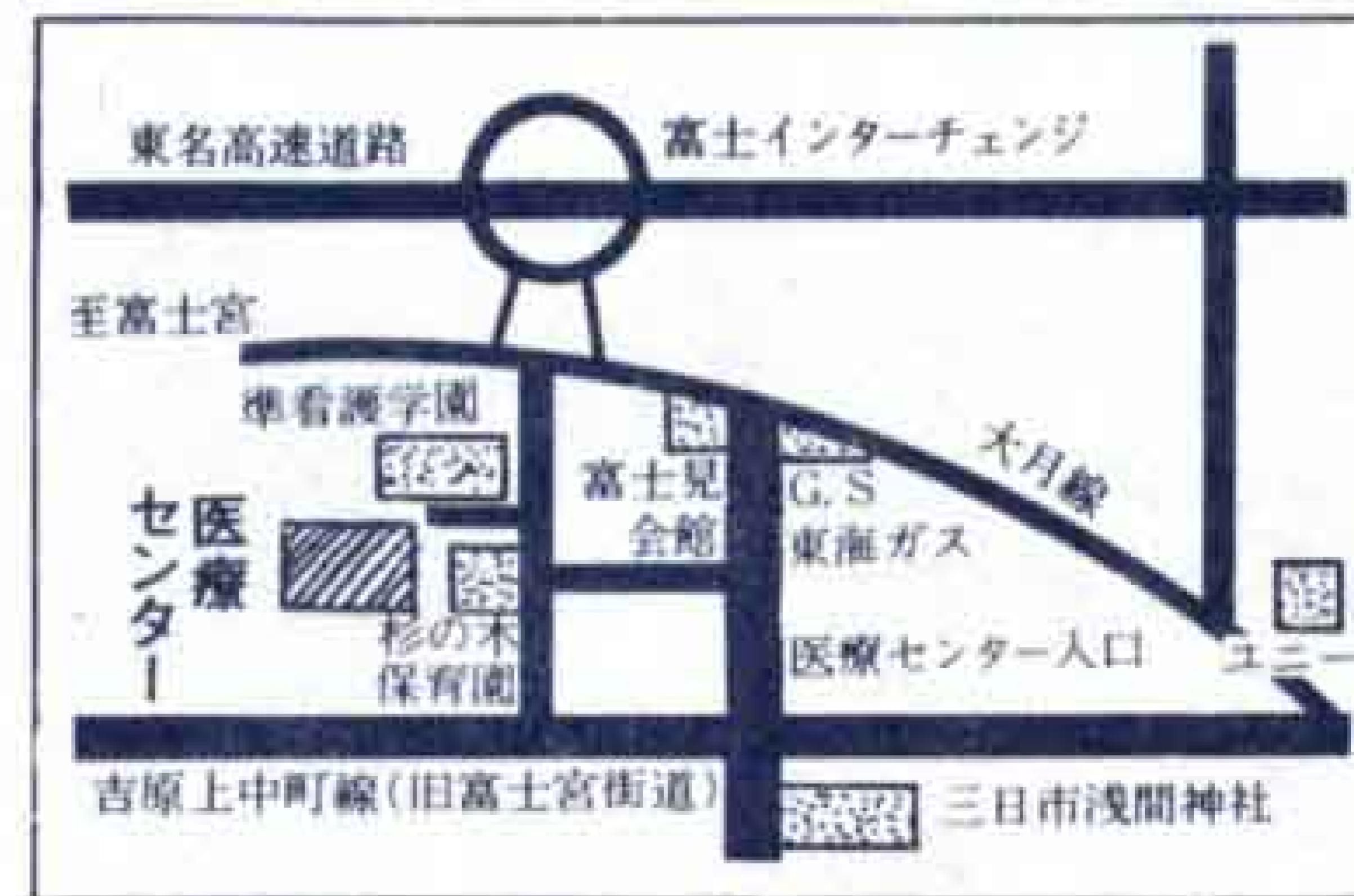
2月19日

外科 藤井医院(松岡) 61-7811
米山病院(吉原4) 52-3060
産婦人科 中央病院(本市場) 61-8800

2月26日

外科 松本医院(久沢 71-2570)
芦川病院(中央町2 52-2480)
産婦人科 吉見医院(吉原4 52-2399)

※内科、小児科は富士医師会が「医療センター」で行っています。診療時間は午前9時から午後5時までです。ただし受付時間は4時30分までです。医療センターでは、日曜祭日以外は行っておりません。



医療センターの住所は「富士市伝法字
杉ノ木2850-2（長者町）」電話は52-
3104です。